

社会福祉法人学が丘福祉会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人学が丘福祉会（以下「この法人」という。）の定款第八条及び第二十一条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第十五条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第五条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬等とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(勤務形態に応じた報酬等の区分)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 役員 報酬
 - (2) 評議員 報酬
- 2 この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席した場合は、理事に準じて報酬を支給する。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 評議員には、定款第八条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

- 2 個々の評議員の報酬は、別表1に定める額とする。
- 3 この法人の全理事の報酬総額は、年間100万円以内とする。
- 4 この法人の全監事の報酬総額は、年間30万円以内とする。
- 5 役員に対する報酬は、別表2に定める額とする。

(費用弁償)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 役員及び評議員には、出張に要する旅費(宿泊費含む)を、学が丘福祉会 旅費規定に準じて出張費として支給することができる。

(支給の方法)

第6条 役員及び評議員の報酬等及び費用は、必要の都度現金にて支払う。

- 2 報酬の支払額は、源泉所得税額を控除した額を支払う。
- 3 理事会、評議員会への出席、法人業務に携わった時に支出した通信費、物品輸送費、雑費等の諸経費は、その用途を明記した領収書等をもって実費を支給する。

(慶弔見舞金)

第7条 役員及び評議員の慶弔見舞金については、学が丘福祉会 役職員慶弔見舞金規程に定めるものとする。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附則

この規程は平成29年6月22日（定時評議員会の議決日）から施行する。

別表 1 (評議員の報酬)

	日 額
評議員会への出席	10,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000円

別表 2 (役員の報酬)

(1) 理事

	日 額
理事会等会議への出席	10,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000円

(2) 監事

	日 額
監事監査等への出席	10,000円
理事会、評議員会等会議への出席	10,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000円

社会福祉法人学が丘福社会 役員等名簿

1. 評議員

	役職名等	勤務形態	氏名	
1	評議員	非常勤	西嶋 義隆	
2	評議員	非常勤	権藤 眞織	
3	評議員	非常勤	佐々木 薫	
4	評議員	非常勤	田處 晋	
5	評議員	非常勤	馬場 一郎	
6	評議員	非常勤	大濱 建一	
7	評議員	非常勤	田中 扇子	

2. 理事

	役職名等	勤務形態	氏名	
1	理事長	常勤	箕浦 純子	
2	理事	非常勤	松本 洋二	
3	理事	非常勤	藤崎 正人	
4	理事	非常勤	平石 喜代子	
5	理事	非常勤	山口 康	
6	理事	非常勤	岡 俊夫	

3. 監事

	役職名等	勤務形態	氏名	
1	監事	非常勤	春中 美千代	
2	監事	非常勤	橋本 隆太	